平成２３年（フ）第４２２号
沖縄県浦添市当山２丁目31番19号
債務者　仲里　英博
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　與那嶺　敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４２３号
沖縄県浦添市当山２丁目31番19号
債務者　仲里　敏弘
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　與那嶺　敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２７５９号
横浜市鶴見区平安町１丁目77番地　エスケイビル３Ｆ
債務者　堀口　公弘
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田鍋　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９１０号
奈良県橿原市石原田町245番地　タウンホープ202、前住所大阪府東大阪市大蓮東２丁目３番15号
債務者　田中　教弘
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　洋輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５号
和歌山県田辺市上屋敷２丁目10番７号
債務者　酒井　多代
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　良原　栄三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月30日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第６２号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来778番地の１
債務者　メロディハウス311こと　森井　朝子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　良原　栄三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第４１６号
埼玉県熊谷市日向1421番地
債務者　増田　淑仁
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３１５号
沖縄県那覇市三原３丁目12番20号ウインズ三原601
債務者　田代　隆之
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙良　祐之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４５８号
堺市北区新金岡町４丁４番１―405号
債務者　山下　博之
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末井　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３２７号
堺市中区土師町５丁９番26号
債務者　荒内　　充
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　英博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３７３号
堺市堺区中安井町２丁１番８―302号
債務者　柳玉子こと　全　　玉子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末井　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１９９９号
名古屋市名東区藤森２丁目103番地の１
債務者　加藤麻美代
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渥美　雅康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６２号
長崎県佐世保市中通町520番地９
債務者　都市表装こと　都市　卓美
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　英樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第５１９号
岐阜県美濃加茂市中部台３丁目１番地３、住民票上の住所岐阜県美濃市2419番地３
債務者　酒井　良三
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３７６号
宮崎県児湯郡新富町大字三納代1885番地２、住民票上の住所宮崎県児湯郡木城町大字椎木4212番地１
債務者　黒木　美行
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤田幸也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３７７号
宮崎県児湯郡新富町大字三納代1885番地２
債務者　黒木美奈子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤田幸也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１００号
山形県長井市四ツ谷２丁目１番３―16号、前住所山形県米沢市御廟２丁目７番43号
債務者　鈴木やよい（旧姓中善寺）
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１０２号
山形県米沢市御廟２丁目６番42号
債務者　高橋　孝吉
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
山形地方裁判所米沢支部